

フジ・コーポレーションタイヤパンク保証サービス 利用規定

フジ・コーポレーションタイヤパンク保証サービス（以下、「本サービス」といいます。）とは、株式会社フジ・コーポレーション（以下、「弊社」といいます。）にてご購入いただいた新品タイヤ4本を対象とし、パンク・バーストなどの損害が発生した場合、最大4本の新品タイヤを補償する弊社オリジナルの有償アフターサービス商品であり、お客様は弊社に対して、所定の加入料金を支払うことで、本サービスに加入することができます。なお、利用可能なサービスや保証期間は本規定にて、下記条項の通り定めます。詳しい利用条件などは本規定をご確認いただくか、ご購入いただいた店舗までお問合せください。

第1条【本サービスの内容】

- (1) 弊社は、第2条に定める本サービスの保証期間内に、日本国内において偶然な単独事故あるいは第三者による人為的な損傷（以下、「事故」といいます。）により対象タイヤ（4本セットに限る）が次の各号の損害を被った場合に、購入者（以下、「甲」といいます。）に対して本サービスを提供します。なお、本サービスは、弊社にてご購入いただいた新品タイヤ（4本セットに限る）に対する商品ですので、他のタイヤへのサービスの全部又は一部の移行は致しかねます。

①タイヤパンク

タイヤパンクとは、対象タイヤが登録車両に装着されている状態でタイヤパンク等の損害が発生、発覚した場合のみ対象とします。

パンクに伴うタイヤ以外の損害（例えば、ホイールの損害）やレッカー代等の費用は対象となりません。なお、タイヤパンクの損害が発生した際は、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含めて、4本を上限に、新品タイヤへの交換を実施いたします。但し、保証開始日から180日間は破損タイヤ本数分のみ新品タイヤへの交換となります。

また、交換する新品タイヤの代金の上限は下記の通りとし、下記の上限を超える部分は、お客様負担となります。

・プラン A : 上限新品タイヤ代金・合計 20,000円（消費税込）	・プラン E : 上限新品タイヤ代金・合計 150,000円（消費税込）
・プラン B : 上限新品タイヤ代金・合計 40,000円（消費税込）	・プラン F : 上限新品タイヤ代金・合計 200,000円（消費税込）
・プラン C : 上限新品タイヤ代金・合計 70,000円（消費税込）	・プラン G : 上限新品タイヤ代金・合計 250,000円（消費税込）
・プラン D : 上限新品タイヤ代金・合計 100,000円（消費税込）	・プラン H : 上限新品タイヤ代金・合計 300,000円（消費税込）

- (2) 本サービスは、タイヤ代金ならびに、基本交換工賃もしくは送料のいずれか一方を対象とし、補償されるタイヤ代金と基本交換工賃もしくは送料のいずれか一方、以外の諸費用（車両移動費・交換部品（オプション・サービスなど含む）代金及び交換した古タイヤの処分費用等）につきましては、お客様負担となります。

- (3) 本サービスは、新品タイヤへの交換にて実施するものとし、お客様に対する金銭の交付は行いません。

- (4) 本サービスにおいて提供する新品タイヤのグレードは、タイヤパンク損害が発生したタイヤと同水準以下のグレード（弊社の社内判断基準に拠る）とします。

- (5) 本サービスは、タイヤパンクの損害が発生した際の新品タイヤへの交換を保証するものであり、保証対象事象に起因して生じた、身体障害ならびに車両、その他財産の故障や障害については保証いたしません。また、保証申請をするための撮影また車移動時等、損害発生時点以外に二次発生した損傷についても保証いたしません。

第2条【本サービスの保証期間、提供回数ならびに終了事項】

- (1) 本サービスの保証期間は、保証開始日（弊社にてご購入いただいた新品タイヤ4本の交換日、引き渡し日、もしくは通信販売の場合商品出荷日）より2年間とし、保証期間を超えて本サービスをご利用いただくことはできません。

- (2) 甲は、本サービスの保証期間中において、タイヤパンク時の新品タイヤ交換について1回に限り、本サービスを受けることができるものとし、本サービスの提供を受けた時点で本サービスは終了いたします。

- (3) 甲が第三者へ対象タイヤを装着した状態での車両売却、車両譲渡を行い、車両の名義変更が発生した場合は、その時点ですべて本サービスの提供は終了いたします。ただし、弊社が認めた甲の家族間（二親等以内）における車両の名義変更の場合については変更申請をご連絡いただいたうえで、本条第1項の保証期間内に限り、本サービスを継続いたします。

- (4) ご加入後は本サービスの残存期間・回数に関わらず、いかなる事由においても返金は致しかねます。

第3条【本サービスの提供方法】

- (1) 甲は、第1条各号に掲げる損害が発生した場合、弊社、若しくは弊社が定める管理会社（ゼアーウィンスリーサービス株式会社）に対して加入時に渡すする保証書を提出して申し出ることで、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含め4本を上限（保証開始日から180日間は破損タイヤ本数分のみ）に、新品タイヤへの交換を求めることができるものとします。ただし、甲は、弊社、若しくは弊社が定める管理会社に対して、当該損害の修理（応急処置を除く）・タイヤ交換（緊急タイヤを除く）前に当該申出をしなければならず、修理・交換後に弊社、若しくは弊社が定める管理会社に対してこれを申し出た場合、本サービスの提供を受けることはできないものとします。

- (2) 損害発生日から30日以内に、甲より弊社、若しくは弊社が定める管理会社に対して前項本文の申し出が無かった場合、甲は本サービスの提供を受けることができないものとします。

- (3) 保証の対象となるタイヤは、甲が弊社にて購入した新品タイヤ4本とし、甲がその後に新たに購入・交換したタイヤは対象外となります。ただし、次の各号に該当する場合は保証の対象となります。なお、本サービスの保証期間に変更は生じません。

①冬季にスタッドレスタイヤ等に交換し、シーズンオフに改めて元のタイヤに戻した場合等、一時的に別タイヤを使用し、その後、元のタイヤへ交換した場合。

ただし、保管中のタイヤに対し損害を発見した場合は本サービスの提供を受けることができないものとします。（第1条、(1)、(1)に準ずる）

- (4) 損害内容調査のため、甲に事実確認のご連絡をする場合があります。甲は連絡があった場合、全面的に調査に協力するものとします。

第4条【新品タイヤ交換時のルール】

- 甲は、次の各号に従い、本サービスの提供を受けることに同意するものとします。

①新品タイヤ交換を行う場所は、弊社が指定するものとします。

②甲が、新品タイヤ交換に用いるためのタイヤを弊社に提供した場合といえども、弊社は、当該タイヤの代金を甲に対して支払いません。

③いたずらによるパンクの場合は、被害届受理番号の提出を必須とします。

④原則、甲が申請できるものとします。第三者が代理でご申請いただいた場合、甲との関係性の証明と甲へ保証使用の意思の確認が必要となります。

第5条【本サービスを提供しない場合】

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。

①甲が弊社、若しくは弊社が定める管理会社に申し出ることなく、自ら新品タイヤへの交換を行った場合

②甲（第2条第3項で弊社が認めた甲の家族を含む）以外の者から本サービス提供の申請・請求がなされた場合

③タイヤ残溝（1か所でも）が夏タイヤ、オールシーズンタイヤの場合2mm以下、スタッドレスタイヤの場合4mm以下、またはスリップサインが露出している場合。また、著しい偏摩耗（構造体の露出など）がみられる場合。

④損傷発生時、運転者に道路交通法違反および車両の車検切れなどが確認された場合。

- (2) 直接であると間接であるとを問わず、次の事由によって生じた損害

①甲又は甲の許可を得て車両を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反

②自然災害を起因とする損害および火災、爆発などを起因とする損害。

③核燃料物質（使用済み核燃料を含みます。以下同様。）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

④戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の暴動

⑤差押え、没収など国又は公権力の行使

⑥詐欺又は横領

⑦取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等、サーキットでの走行を含む過酷な走行、エンジンの過回転、負荷能力を超えての使用《荷物の過積載も含む》など）使用歴を含む。

⑧法令により定められた運転資格を持たないで、又は酔ひもしくは麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している間に生じた損害

⑨通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象（消耗部品・油脂類の消耗、劣化、腐食、磨滅、錆び等。樹脂部品・塗装面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、磨滅、錆び等）によって生じた車両の損傷による損害。

- (3) 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの提供を受けることができません。

①故障（偶然かつ外來の事故に直接起因しない電気的または機械的な損傷をいいます。）

②盗難・破損・汚損等 パンクを伴わざりタイヤ（ホイール・チューブを含みます。）に生じた損傷

③車両に法令等で禁止されているにも関わらず定着又は装着されている物に生じた損傷及び当該物に起因して生じた損傷

- (4) 前各項各号のいずれかの事由に該当する場合において、甲が虚偽の申告その他の不正な手段によって本サービスの提供を受けたときは、弊社は甲に対して、第三者機関による調査をするとともに弊社に生じた損害の賠償を請求する可能性があります。

第6条【車両保険との関係】

- 甲が本サービスの対象となる損害に対し、車両保険を利用される場合は本サービスの提供は行いません。

第7条【第三者からの賠償との関係】

- 甲が本サービスの対象となる損害に対し、第三者からの賠償により補償される場合は本サービスの提供は行いません。

第8条【第三者賠償を受けない場合】

- 第6条、第7条によって、第三者からの賠償により補償されない場合で、当保証をご利用の場合は賠償により補償されないことの署名が必要です。

また、第三者からの賠償により補償されたと発覚した場合は、第5条（4）によりタイヤ代を甲に請求させていただきます。

第9条【個人情報の使用目的及び第三者提供】

弊社は、本サービス引受けの判断、本サービス履行および関連サービスの案内目的で、甲から取得した甲の個人情報を第三者へ提供することがあります。前記目的の遂行に必要な範囲以外には当該個人情報を利用しません。

第10条【サービス利用規定の改定】

本利用規定は予告なくいつでも変更できるものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の約款が適用されるものとします。

最終版作成日：2023年11月1日